

一方、いろいろな障害ともなっていることも事実であります。最近のことを東京都へ聞いてみますと、水道水としての水の流れているところ、つまり生きている部分とそうでない部分とは、それを利用する人に大きな開きがあります。当市付近は全線生きている部分ですので、水道局としてはそれなりに厳しい制限がかけておりまして、積極的な利用をさせないようにしているとのことでありまして、また教育庁におきましては、史跡指定ができるかどうか玉川上水保全協議会というところで検討しているとのことでもあります。このようなことから、市といたしましてはこれを見守る一方、今後玉川上水に沿ったところを緑地などとして整備するような場合には、上水の存在をうまく生かしていくようにしたい、このように考えておりますので、よろしく御理解をいただきますと思います。細部については部長から答弁をいただきます。

次に老人福祉について。

マッサージ、はり、きゅうの治療券の支給制度についてでございます。現在、老人のマッサージ、はり、きゅうについては、老人保護法及び都の制度による医療制度の中では、医師の同意を得た場合のみ保険が適用され治療が受け

られるわけにあります。したがって、現在医師にかかっていない人たちが必要に応じて気軽にかけられる施策ということになります。現在は二十六市中九市で実施されておりますので、その方法等につきましては医師会とも協議し研究させていただきたいと考えております。

次に、緊急時の通報システムについてお答えをいたします。

この制度は、御承知のように病弱な一人暮らし老人が家庭内で脳卒中や心筋梗塞などの突発的な事故があったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器を押すだけで、二十四時間体制の飯田橋にある東京都社会福祉総合センター緊急通報受診室に連絡ができるシステムでございます。その後の各市の実施状況につきましては、昭和六十一年度に三市二町村が実施予定でありまして、四区十市二町村となる見込みでございます。当市といたしまして、現在この制度の一番の問題であります近隣の緊急通報協力員を中心とした地域の協力体制づくりを、民生委員協議会並びに社協の協力を得まして対象者の調査実施段階に入っておりますので、御理解をいただきます。

次に、職員管理について。

職員のネームプレート着用について御答弁を申し上げます。御指摘をいただきましたように、今回のたび重なる不祥事についてはまことに申しわけなく思っております。申すまでもなく、事故は日ごろの慣れによるふとした気の緩みから思わぬ惨事になるものであります。今回もその例かと思っておりますので、十分留意するよう厳しい指示をしたところであります。今後はかかることのないよう広く公務員としての自覚と責任を促し、もって職務の遂行に努めなければならぬと思います。そういう意味からして、御質問の名札の件につきましては貴重な御意見と思っておりますので、今後十分配慮をいたしまして、できる限り早い時期に着用の方向で検討したいと思っております。答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○建設部長(森田進君) 自席からお許しをいただきまして、玉川上水についての補足答弁をさせていただきます。

まず玉川上水でございますけど、これは御案内のように羽村の取水口から新宿までの四十三キロというものが全長の長さというふうに聞いております。現在の

玉川上水の利用でございますけど、これは羽村の取水口から小平にございます水衛所っていうのがあるんですけど、そこまで十四キロ間にわたって都民の飲料水としての水が流れていると。そこから東村山の浄水場に水が導水されていると。そういう状況と、小平の水衛所から井の頭公園までかつては玉川上水として存在しておったわけでございますけど、淀橋浄水場の方が閉鎖をされて、現在はその間が空堀になっております。それから井の頭公園以東はどうかと申しますと、井の頭公園以東については一応暗渠と、そういうふうな形で現在整備がされてると、そういう状況でございます。それから玉川上水に流れ込んでいる水については通常は一日千トンの水が流れてると、そういうふうに一応聞いております。

それから、あと東京都のいろいろ玉川上水についての計画でございますけれども、まず水道局の方でございますけれども、水道局につきましては、特に羽村の取水口から小平の水衛所まで、これが具体的に飲料水が流れております関係で、東京都が特に管理をしているわけでございますが、飲み水が流れてると、そういうふうなことから東京都の方としても積極的にこの玉川上水をこうしていくんだと、そういう考え方はないようでございます。ただ先ほど御指摘を

いただきましたように、福生以東と申しますか、昭島以東と申しますか、その分につきます。若干、堀と堀を越えての土上げ敷と申しますか、若干のりを合めまして水道局用地があると、そつうところがかなり残っております。そのところを東京都の建設局が水道局の許可をもらって整備していると、そのように一応聞いております。それから飲料水でございますので雨水等についても流入しないようにと、そういうふうな配慮は水道局の方でやられていると、そのように聞いております。それから先ほど御指摘がございましたけど、先ほど申し上げました空堀を利用した水でございますが、これは、現在昭島にございます下水処理場、そのいわゆる中水道と申しますか処理した水、これを小平まで引きまして、そこから流して最終的には皇居のお堀までつなぐ。そんなことが東京都の計画の中でありまして、これは都の環境保全局が担当していると、そのように聞いております。これについては一日大体二万立米ぐらい流したいと、そんなふうなことを一応聞いております。

それから建設局でございますが、先ほど御指摘のように、建設局が都から借りましてそれで整備をしてるわけでございますが、建設局の予定といたしまし

ては当初羽村の取水口まで全部何らかの形で整備をしたいと、そういう考え方があったようでございますが、特に小平の水衛所から取水口までにつきましてはいろいろ水道局の方の制限もございまして、また福生の部分については、御案内のように何か水道局の用地が上水のわきに非常に少ないと、そんなふうな関係もございまして、計画を変更いたしまして先ほど御指摘をいただいております。平和橋まで、そこまでの整備というような形で一応考えてるようでございます。平和橋までについては、六十二年度中に全部を整備するとそのように一応聞いております。

それからこの玉川上水全体といたしまして、今東京都の方は教育庁の文化課という課がございしますが、そちらの方で文化遺産として残せないものだろうか、そんなふうなことを調査をしているようでございまして、できれば国の指定を受けると、そんなふうなことも一応聞いてございます。以上が玉川上水に関係します。現在東京都が取り組んでおるそれぞれの関係機関の状況でございます。

それからもう一点、市民生活の中における玉川上水の位置づけとそういうふうな御質問でございますが、確かに玉川上水については昔は、当時は非常に玉川上水の周辺が畑であったというようなこともあるわけでございますが、住民

生活にも溶け込んでおりまして、子供の水遊びだとか魚どりの場というふうな形で利用できたわけでございますが、最近では御案内のようにセウが設けられている。その意味ではなかなか市民生活が少し離れているとそういうふうなことでございますが、現在の市街化された中を流れている水であるし、あるいはその周辺の緑である、そんなふうな形で市にとっては大変貴重な財産だろうとそういうふうに考えております。そういった中で、もう少し市民生活の中へ溶け込んでくれば、そういう問題もあるわけでございますが、都の方としてはやはり上水の安全管理、そういうものを考えて現在のような形での管理をしてると、そういう状況のようでございます。なお福生の昭島に寄った分、あるいは先ほど御指摘をいただいております羽村分の方については、水道局用地については若干広い部分が残っていると、そのように一応理解をしております。以上でございます。

○十三番(小野沢久君)

再質問をさせていただきます。

まず五川上水の関係でございますけれども、今の説明でもありました梓島の駅の近くの平和橋、それから下流については東京都が工事をしていて、見えてま

いりましたけれども、現在、平和橋の近辺には下流に向かって右側に、セウの中にロープが張っておりますので、あの地域に対しては工事が行われると思っておりますが、それから例のこはけ橋から梓島橋までの間が下流に向かって右側、それからその下が、その先が左側になってくるわけでございますけれども、一番目につくのは昭和ゴルフ場の反対側のところが用水の部分かふたとしてある部分があるんですけれども、あそこ公園なんか全くすばらしい公園ができております。こんなに広かったのかなと思つて、立派なものができております。それから下流に下りますと、砂川を過ぎて砂川の金比羅橋から下の方については全く雑木林の中に整備された道がありまして、ジョギングするにもゆっくり歩くにも最高の自然の中にできているという状況であります。

そういう中を見てきて、ポンプ場から下については全くわずかな水しか流れないと思つていただけます。あれは大変なお金をかけて擁壁をつつております。それだけの工事をしているながら、じゃあ福生についてはどういうことになると、今の説明では生きているところだから積極的利用はできないんだと、いろいろ制限があるということでもありますけれども、確かに飲料水ですからそれは制限があ

て当たり前でございますけれども、何かすごく不公平な気がします。昭島部分から対しては全くそういうふうな整備ができて、福生についてはできないと。確かにそれは上水の占める面積の部分、幅の部分の関係もあると思うんですけども。そうしますと福生の中を見ると五丁橋から下流の日光橋、一六号をまたいでる点、あそこ辺も非常に幅があって雑木が生い茂っている状況であります。またそれと、せんだってできなかった新堀橋から宮本橋の間も、やっぱり下流に向かって左岸にそれなりの面積がありますので、それらについては今の雨水も流れ込まないような工事もできるはずでありますので、その辺については建設局が今まで工事をしたということでもありますので建設局に働きかけてやっていただくという事はできるのではないかと思いますので、その辺についての取り組みをしていただけるのかどうかという点を、再度お願いいたします。

次に老人福祉の関係、マッサージの関係なんですけれども、これは先ほどの説明では、九市で実施をしていることでもあります。これはいろいろ方法があると思うんですけども、治療券を発行しているところ、あるいは一ヶ所に集まって治療をしているという、方法はいろいろあると思うんですけども、その

辺の他市の状況についてわかる範囲で結構ですので説明をしていただきたいと思います。対象の関係を例えば七十歳にするのか六十五歳にするかという点、大分人数は変わってくると思うんですけども、その辺についてもこれ病院にかかっている人は対象にはならないと思うんですけども、対象人員を大まかに計算してどのくらいの人数がいそうなのかという点、大まかで結構でございます。

それから、市内業者の振興という面からも今回のこの質問にもなっておりますけれども、業者がどのくらいいるのか。その中で目の不自由な人が開業している医院がどのくらいあるのかという点をお願いいたします。

次に緊急通報システムの関係なんですけれども、先ほどの説明では六十二年度実施を含めて十市ぐらいだということですが、現在、民生委員協議会等を通じて調査をし検討していることでございますので、大分進んできてはいると思うんですけども、やっぱりこれも最終的に問題になるのは地域で協力をしていただける緊急協力員の関係だと思えます。今民生委員については調べているということでございますので、その辺のある程度の調査は進んでいると思うんですけども、やっぱり人の生命にかかわる問題であります。新聞報道でも、これによって

十六名ぐらいの人が命が救われたという報道もありますので、早急にやっぱり実施すべきことだと思えます。それで、やっぱりこれもそれなりの対象者がいると思うんですけれども、調査をしてる段階だと思ふんですが、ある程度その辺の把握ができていれば、もしこれを実施するした場合における対象者がどのくらいいるか。あと予算的な問題なんですが、これをやるにいつてどのくらいかかるのか。恐らく都の施策でありますので、都が全額負担ということになるんだろつと思ふんですけれども、その辺についても市の負担が出てくるのかどうかという点も含めて、予算的な関係について再度お尋ねをいたします。

次に、職員の管理関係のネームプレートの関係なんですけれども、先ほどの各弁ですと、早い時期に着用の方向にということでも検討をするということでもございすけれども、やっぱり一つの機会がないとなかなかやりにくい問題だと思ふんです。やっぱりこういうときにきちんとそういう方向をして職員一人一人が衫を正して仕事に対応することが責任というのか、信用を失った部分の問題についてもそういうことでやっぱり市民にしっかりした態度を示していかなくてはならないと思ひますので、これは検討ということなんですけれども、実際本当に着用をさせていただけるのかど

うかという確認をとっておきたいと思ひますので、その辺の考え方をもう一歩進めて御答弁をさせていただきたいと思ひます。

それと、これは関係するんですけれども、これを調べるにつてちょっと例規集を見たところ、記章の関係なんかこの例規集の中に載ってるんですけれども、現在、記章をつけているということとはほとんどないわけでありまして、市から貸与されている事務服の中にマークが入っているからそれで済んでるということでもありますので、そういう理解をしてありますけれども、市から貸与しております事務服あるいは作業服等についての着用にいつては、ある程度の指導はしているのかという点をお尋ねいたします。以上でございす。

○建設部長(森田進君) 玉川上水の関係で御答弁を申し上げます。

まず玉川上水の一帯東にございす五丁橋から日光橋までの間というようなことでございす。確かにあの位置にいつては非常にまだ自然が残されておりますし、また水道用地が多く残っているとそういうことでございまして、私も先般見てきまして非常に何か大きな雑木林になっていると、そういう状況でございす。たまたまあの玉川上水の築には六十二年、六十三年にかけまして熊川緑地

の整備もございます。そういう関係もございますので、同じような形で自然を保全しながら整備するようなことがうれしいんじゃないかと、そんなふうに考えます。

それからもう一点、加美の方の関係でございますが、加美の関係につきましても確かに興多摩街道と玉川上水との間、あそこはまだ水道局用地が残されておりあります。あの分と、先般整備をいたしました新堀橋、それから手前にございます人道橋、ああった点での周遊道路、そういうものができればすばらしいとも思うわけでございますが、それらについても現地を見たりしながら建設局の方へも十分働きかけていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○福祉部長(生子園利君)

それでは三点ばかりの御質問にお答えいたします。

まず、マッサージ、はり、きゅうの治療の関係でございますが、現在実施しております関係につきましては、市内の対象の施設を持っているのが、十四軒ございます。そのうちに七盲人の方が実際に携わっている方が、六人になっております。

それから、他市の状況ですと、まず九つの市の中で二つの市だけが直接治

療券を出して治療させているというふうなことでございます。その他につきましては、福祉社会館あるいはそういった地域総合センター、そういう場所で一月に集めまして、月に一回そういうふうな希望者に対して治療を行うというふうな状況で実施しております。この治療券を出している関係につきましては、大抵身体障害者の一級から六級の方を対象に出してあるようでございます。他市の状況としてはそういうふうな状況でございます。

それから年齢別対象になりますけど、参考までに一月の一日現在で申し上げますと、七十から七十四歳までが一千四十人です。それから七十五から七十九歳まで五百八十一人、八十から八十四歳までが三百三十四人、八十五から八十九歳まで百十四人、九十から九十四歳までが三十人、九十五歳以上というのになります。と一名と、したがって全体的では大体六十五歳以上が三千人程度になりますので、そのような対象でございます。

それからあと通信システムの関係で、対象者を把握しているのかということでございますが、現在、今のところ民生委員を通じまして一応調査に入っております。いずれにしてもこの調査が六月いっぱいをめどに一応検討しております。

さらにそこで調査が終わりますと、今度は協力員がなくては設置してもともてきませんので、この協力員を二人ないし三人を設定するというふうな考え方で今協議に入っておりますが、費用といたしましては大体一台が約十三万程度になるのではないかと。あと補修点検あるいは移転取りつけ、そういったものがまた別に費用がかかりますけど、いずれにしても設置に對しては十三万程度で二分の一が都の補助であると。そういうふうなことで設置の金額につきましては行われるわけですが、ただ取りつけの関係については、その方が必要なくなった場合に次の方に移すという場合には、大体三万五千円程度かかるのではないかと。いずれにしても、この問題につきましては協力者の設定が一番難しいんじゃないかと。各市におきましてこれは一番難問で、設置するものそのものは簡単でございますけど、ただそこにそういった者がいなければ有効に使えないと、また人命を助けることもできないというふうなことで、私の方としても十分この点については民生委員と協議いたしまして、その設定者なるべく定めたいというふうなことです。以上でございます。

○総務部長(浅見裕康君)

職員のスームプレートの着用につきましては御答弁

を申し上げます。

まず第一点の、これを着用するのかどうか確認をしたんだというような御指摘でございますけど、市長が御答弁申し上げましたように、できるだけ早い時期に着用するように処置をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、記章の関係でございますけど、御案内のとおりユニホームができてから、通勤用の服につけて通勤しているというふうな職員もございまして、ほとんどの場合、このユニホームに記章がついている関係で最近では着用してないというのが実態でございます。

いずれにしても、今スームプレートの着用も含めまして現在でございます福生市職員記章規則あるいは福生市職員服務規程、こういったものの整備をいたしまして、自主的に我々公務員としての倫理感あるいは通常一般社会人としての責任の自覚、そういったものを踏まえまして適切な私どもの勤務ができるよう、こういったことからいろいろな規定ができてくるというふうな認識を持っておりますので、そういった面を踏まえまして自主的に実効性のある方法で実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○十三番(小野沢久君)

再度質問させていただきます。

玉川上水につきましても、五丁橋から下流について熊川緑地の整備の予定があるということでありますので、十分自然を生かして、余り何ていうか物を置くような公園でなく、自然を中心にした、今ある自然を十分生かせるような公園の計画を検討していただきたいと思います。

それからもう一方の新堀橋近辺の関係、都の百選にも入っているところであります。奥多摩街道に沿って相当用地がありますので、何とかこれを十分歩けるような形にさせていただくように——先ほどの答弁で、都に働きかけをしていただけるという答弁をいただいておりますので、その方向で実現が可能なような努力をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それから次のマツサージの関係なんですけれども、対象——確かに今は老人の人口だけの説明だったと思うんですけれども、その人数についてはいろいろ療養中の人も含めていろいろあると思いますのでそれで結構でございますけれども、二市が直接券を出しているという方向が説明されました。他の市についても福祉会館等で月一回等の実施をしているということでありますので、現実には年一回か二回かという形を実施しやすいかという方向をれば、やっぱり月一回かあるいは年に何回かという形

で福祉会館等で集中的にする方法が、方法的にはとれるんじゃないかという気がいたします。

いずれにいたしましても新規の事業でありますので、すぐそこで、やりますという答弁もなかなか難しいと思いますので、また別の機会にある程度時期がたつたうこの件についての進捗状況については質問いたしますが、十分そういう形で福祉政策の実施ができるように、この件についても取り組んでいただきたいと思いますので、この件も要望いたしておきます。

それから通報システムの関係。これは先ほども私も申し上げましたが、やっぱりいかにして協力員を採るかということが大きな問題になろうかと思っております。しかし何度もう言うようですが、人の生命にかかわることでございますので、早急にやっぱりやっていたらいいという気がいたします。予算の関係では一、二、三百万円で、都がその二分の一ということで、実施するとなると市の予算を繰り出さなくてはなりませんので、補正予算ということになると年内にはなかなか難しいうつという気もするんですけれども、調査の関係が六月いっぱいまで終わるということでございますので、次年度にこの問題が当初予算等に繰り入れられるような

可能性について、相当な可能性があるのかという点だけ、これはお尋ねをしておきます。

それと、先ほどの答弁の中で漏れてるのが、病弱な一人暮らしの人数についても聞いてるんですけれども答弁がなかったんですけれども、どのくらいの人教がいるか、実施する場合の対象人数、ですかうこれは相当限られてくると思うんです。その辺についてわかっていればお答えをいたしたいと思えます。

それからネームプレートの関係、記章との関係については、そういう方向で期待をしておりますので実施をしていただきたいと思います。以上です。

○福祉部長(生子国利君) 通報システムの関係の可能性はあるかどうかという問題ですが、いずれにしても実態を調べていただきます。それからということになります。けれど、しかし他市を見ても教としてはそうなんじゃないかと。ということは、現在設置されてる大きな市におきまして、町田市、府中市ですかそういったところでも全体的に二十台程度です。福生の場合、今現状先ほどの寝たきり老人の実態を調べますと、六十五歳以上で二百八十一名おられます。このうちに病弱であるかあるいは健康であるかというのはちょっとまだその状況を把握してありません。

けれど、いずれにしても二百八十一世帯が一人暮らしであるというところでございます。以上です。

○議長(森田治男君) 次に、十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君 登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。質問項目は五つです。ちやうと多岐にわたりますので十分に質問を聞いていただきます。と思います。

一つ目は横田基地についてです。特に米韓合同演習チームスピリット期間の米軍機離着陸数の変化についてどうふうに伺っていきたく思います。実は三月の議会でもそういうふうに申し上げたんですけれども、毎年横田基地の最も騒音の激しい季節、二月から四月にかけて行われます米韓合同演習チームスピリットは、ことしも、実は初めのうちは中止ではないかというようなニュースもあったんですけれども、現実には毎年と同じように二十万人ぐらいの軍隊が、アメリカと韓国両軍合わせて二十万人が参加ということで行われました。